

(開会)

事務局： 皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。まちづくり課長の西と申します。

昨年の11月に開催しました都市計画審議会から日が経っておりますが、今回2件の諮問がございますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

また、審議会の最後には勉強会の時間を設けております。内容につきましては、昨年の10月より施行しております「小平市民等提案型まちづくり条例」のご説明をさせていただき予定でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、これ以降は高橋会長に進行をお願いいたします。

高橋会長、よろしく願いいたします。

会長： それでは、早速でございますが、議事に入ります。

只今の出席委員数は14名でございます。定足数に達しておりますので、これより、平成22年度第2回目の小平市都市計画審議会を開会いたします。

議事録署名人の指名を行います。名簿にあります順に山川委員、打木委員を指名いたしますので、よろしく願いをいたします。

次に傍聴でございますが、本審議会の傍聴申込が1名ございます。傍聴を許可したいと思います。どうぞ。

それでは、ここで市長のご挨拶をいただきます。

(市長挨拶)

市長： 皆さん、こんにちは。市長の小林でございます。

本日は、大変お忙しいところ、本審議会にご参集いただきまして、ありがとうございます。

また、平素から市政に関しまして、ご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

本日もご審議いただきますのは「小平都市計画公園の変更」と「小平都市計画特別緑地保全地区の決定」の2つの案件でございます。

「都市計画公園」につきましては、小川町一丁目土地区画整理組合から提供される予定の3公園を、「特別緑地保全地区」につきましては、市内で初めての指定で、2箇所の樹林地について決定を予定しているものでございます。

いずれの案件も市の新たなまちづくりの方向づけとして必要なものでございますので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

都市計画をはじめ市政運営にあたりましては、委員の皆様方のご指導、ご支援をいただきながら、個性や魅力のある住みよいまちづ

くりを目指して、鋭意努力を続けてまいる所存でございます。

何卒、よろしく願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

会 長： ありがとうございます。

ここで、大変恐縮ですが、市長は所用がございますので、退席をいたします。ご理解のほどをお願い申し上げます。

(市長退席)

会 長： それでは、これより審議に入ります。

担当課より報告の後、質疑の時間を設けたいと思います。
はじめに、「小平都市計画公園の変更」について、説明をお願いいたします。

事務局： こんにちは。私は都市建設部長の山根と申します。よろしくお願いいたします。

まず諮問に先立ちまして、市の職員の紹介をいたします。

まずはじめに、水と緑と公園課長の野田でございます。

続きまして、水と緑と公園課長補佐の清水でございます。

続きまして、水と緑と公園課の小島でございます。

今回の諮問事項は、「小平市都市計画公園の変更」及び「小平都市計画特別緑地保全地区の決定」についてでございます。

では諮問の概要につきまして、野田課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局： はじめに、資料の確認をさせていただきたいと思います。配布いたしました資料は、資料1、小平都市計画公園の変更（小平市決定）（案）。

資料2、小平都市計画公園総括図。

資料3、小平都市計画公園計画図、第2・2・24号小川町区画整理記念公園。

資料4、小平都市計画公園計画図、第2・2・25号せきれい公園。

資料5、小平都市計画公園計画図、第2・2・26号きつねっばら公園でございます。

資料の方はよろしいでしょうか。

(はいの声)

事務局： それでは、小平都市計画公園の変更についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

既に都市計画決定を行っております、小平都市計画公園に、小平市小川町一丁目土地区画整理組合から提供される予定の、第2・2・24号小川町区画整理記念公園、第2・2・25号せきれい公園、

第2・2・26号きつねっばら公園の3公園を追加するものでございます。

第2・2・24号小川町区画整理記念公園は面積が約0.23haで、北側は地域センター、児童館の建設予定地に隣接しており、遊具等は最小限とし、主に小学校高学年を対象としたボール遊びが可能な公園でございます。

第2・2・25号せきれい公園は、面積が約0.15haで、砂場・滑り台・ブランコといった遊具を配置し、小学校低学年から乳幼児、高齢者までの幅広い世代が安心して利用できる公園で、公園内の周囲には弾性舗装の園路を配置し、ジョギングや散歩など、健康づくりも配慮してございます。

第2・2・26号きつねっばら公園は、面積が子どもキャンプ場を含めて約0.83haで、玉川上水、新堀用水に隣接しており、樹林エリア、プレーパークエリア、一般的な公園エリア、子どもキャンプ場エリアから構成されており、プレーパークエリアは児童が自由に遊ぶために、また一般的な公園エリアは周辺の良い自然を楽しむことができる、潤いのある空間を創出するために遊具を置かない公園でございます。

いずれも都市計画公園の中では、もっとも市民に身近な街区公園として計画決定するものでございます。

なお、第2・2・26号きつねっばら公園のうち、子どもキャンプ場は、平成22年4月から供用を開始されております。

公園の位置につきましては、資料2の小平都市計画公園総括図をご覧ください。

第2・2・24号小川町区画整理記念公園は、小平市小川町一丁目土地区画整理事業地区内の北東部に、第2・2・25号せきれい公園は、同地区内の北西部に、第2・2・26号きつねっばら公園は、同地区内の最南部に位置してございます。

資料3から5は、各公園のより詳細な位置を示してございます。都市計画法に基づく手続といたしましては、平成20年2月から1月にかけて市民を対象とした公園整備懇談会を4回実施し、その後、平成22年11月8日に本計画案について東京都知事からの同意書をいただき、平成22年12月7日に本計画案についての告示、及び同日から12月21日まで縦覧を行い、本日の付議となっております。

小平都市計画公園の変更についての説明は以上でございます。

会 長： 説明が終了しました。これより質疑に入ります。
委 員： 三つの公園は区画整理事業区域内に位置しているわけですが、今

のご説明でも若干触れられていましたが、三つの機能というのは、
どういうふうを考えられているのでしょうか。居住者の利用促進と
いうのはどういう環境で考えられているのでしょうか。

それからもう一点目は、きつねっばら公園の隣に位置している曙
光園との関係性です。当初はここに緑地帯を設けて、曙光園の方々
に影響のないようにと、配慮をしたということはお聞きしていますが、
実際どんな形に配慮されているのか。これをちょっとお聞きし
ます。

事務局： それでは私の方から1問目と2問目のお答えをさせていただきます。

三つの公園のそれぞれの機能ということで、先ほどもちょっとだ
けは触れさせていただいたのですけれども、それぞれ特色を持たせ
た公園として建設しているところでございます。

まず、小川町区画整理記念公園については、位置としては先ほど
申しましたとおり、区画整理事業区域内の北東に位置しまして、今
後設置予定の地域センター、児童館に隣接しておりまして、今まで
公園の中では、ボール遊びというのがなかなか難しい部分がありま
したが、ここは周辺に約8mくらいのフェンスを囲って、ボール
遊びが自由にできるような公園として、子どもが運動ができるよう
な、ボール遊びができるような公園として遊具等は最小限にしてお
ります。そのような、ボール遊びができる空間を創出してございま
す。

こちらの小川町区画整理記念公園については、竣工予定は組合か
ら、平成23年の10月頃ということをお聞きしています。

それから、せきれい公園については区画整理事業区域内の北西に
位置しまして、コンセプトとして遊具等を配置して、小学校低学年
から乳幼児、それから高齢者までの幅広い世代が安心して利用でき
る公園ということで、砂場や遊具を配置して、公園内の周囲には弾
性舗装の園路を設置しまして、ジョギングや散歩ができます。

まだ今はアスファルト状態になっているのですけれども、そこに
設置するような形になります。今はまだ途中過程でございます。

こちらの公園については、竣工が平成23年4月頃ということ
を聞いています。

それから最後にきつねっばら公園、これは区画整理事業区域内の
一番南に位置しまして、玉川上水や新堀用水に隣接していますけれ
ども、それぞれエリアがありまして、樹林エリア、プレーパークエ
リア、それから南の方は直接新堀用水に隣接していて、これは一般
的なエリアですので、散策者が散歩して休憩していただくような、

そんなイメージになっています。それから、子どもキャンプ場が隣接されているという形になります。

いずれにしても、静かな公園として整備したいと考えてございます。

こちらについても、竣工は平成23年4月頃ということを知ってございます。

換地処分が平成24年度で、組合の希望で3公園の底地は組合のままですが、完成後はなるべく早目に告示をして、管理を市が引き継ぐというような形でオープンさせたいと考えております。

可能であれば、小川町区画整理記念公園は10月竣工なので、これは多分11月くらいになろうかと思えます。

それから、せきれい公園ときつねっぱら公園については、4月を目途に完成ということなので、5月中くらいを目途に告示の上、供用を開始したいと今のところは考えております。

今後の利用の促進ということなのですが、市報とか、それからホームページとか、そういったものを活用して、利用の促進に今後努めていきたいと考えております。

3点目については課長補佐の方からお答えします。

事務局： それでは私の方から、3点目のきつねっぱら公園におきます曙光園に対する設計上の配慮という部分で、ご説明申し上げます。

大きく2点ほどございます。

まず1点目は、植生の配慮でございます。既存の状態は樹林地から曙光園さんの方に支障枝が入っていたりするような状況でございましたので、まず曙光園さんから見て5mの範囲内にあります樹木、高木につきましては、伐採をお願いいたしました。

また高木を伐採しただけではなく、今後は低木、例えば武蔵野の樹林に生えていたような低木、ヤマツツジでございますとか、ミツバツツジ、こういったものを配置することによりまして景観上も配慮をしていくという形をとってございます。これが1点目でございます。

また2点目につきましては、この樹林地への立ち入りを制限させていただくという形になります。当初素案を作成する時点では緑地内に人を通すべきか否か、これは市の方で揉ませていただきました。結果的には、この樹林地には希少植物が群生しているという情報もございますので、そういった林床を保全しながら良好な自然環境を守るという見地から、樹林への立ち入りを制限させていただくことといたしました。

この立ち入りを制限することによって、曙光園さんにご迷惑をお

かけすることも防げるのではないかという配慮がございます。

以上2点でございます。

委 員： 最後のところをちょっとお聞きしますが、出入りを制限するというと、非常に難しい部分です。ちょうど玉川上水通りを挟んで、真向かいには、この後の議案になっている緑地もありますけれども、具体的にどういうことをされるのですか。規制するというのは簡単なようで難しい話になると思うのですけれども、その辺ちょっと教えてください。

事務局： 立ち入りを制限させていただくというのは、立入禁止という意味でございます。

以上でございます。

委 員： まず、今のきつねっばら公園なのですけれども、これはでき上がるとキャンプ場ですとか、プレーパークとか、いろいろあるわけですが、でき上がった後の管理はどのようなふうになっていくのかを、まず伺いたいと思います。

それから、記念公園の方なのですけれども、ボール遊びができるということで、そういった公園はなかなかないので、大変いいことだと思っているのですが、実は市内の公園でもこれまでボール遊びができていたところが、周りの住民の方たちからいろいろとお話があって、できなくなったというところが結構ございますよね。そういったことに関して、やはり騒音の問題が一番大きいのかなと思うのですけれども、今のところは周りが多分まだ畑だと思うので、大丈夫かもしれませんけれども、これから先、ずっとボールが使えるような公園であり続けるために、何らかの配慮が必要だったりするのではないかと思うのですが、そのあたりについては、どのようにお考えなのか、伺いたいと思います。

それからもう一つ、都市計画公園全体についてですけれども、今回は区画整理で三つの公園ができているわけですが、開発が起こったときには小さな公園ができることはありますけれども、まとまった形での公園をつくっていくというのは、なかなか難しい点があると思うのです。今後の予定というのにはすぐにはないかもしれませんが、展望みたいなものがあれば伺いたいと思います。

以上3点です。

事務局： まず、第一点目のきつねっばら公園の開園した後の管理ですが、子どもキャンプ場については引き続き教育委員会の管理になります。それ以外のプレーパーク、樹林、それから一番南の公園の部分ですが、そちらは私ども水と緑と公園課の管理になります。

それから、ボール遊びについてなのですけれども、ここの公園に

限らず一般的な公園も本当は子どもの遊び場が少ないという点で、なるべくボール遊びについては開放していきたいと考えております。

ただし、バットを使って、ゲーム形式とか、そういったことになると、一般的な公園は難しいというふうに考えております。ですから、例えばよく質問でも出るのですけれども、サッカーのリフティングだとか、パス回し程度とか、やわらかいボールを使ってキャッチボール程度とか、そういったものはなるべく禁止の方向から開放していきたいと考えています。

ただ、余りにも小さな公園については考えなければいけないと思うのですが、少なくとも500㎡以上の公園については、そこは考えていきたいと思っています。

今回の記念公園の方については、8mのフェンスを張りますので、ゲーム形式もある程度できるのではないかと考えております。そこまでできる公園がないということで、懇談会のときにそういった意見も出まして、そういったことも配慮して、そういう形をとっていきます。

ここまで高いフェンスを立てている公園がないので、開発が進んで宅地になっても、深夜に遊ぶナイター設備はないですから、そこは多分理解もいただけるのではないかと考えております。

それから、3点目については課長補佐の方からお答えします。

事務局： それでは3点目の都市計画公園における今後の展望という部分で、大変難しいご質問をちょうだいしたと思います。現在、都市計画の網は引いていてもなかなか大規模な公園整備ができていないというのは、これは本当にそのとおりでございまして、私どもの方といたしましても、既存の公園をどうやって生かしていこうか、また都市計画でございまして、今後につきましては、例えば都市計画公園区域内にある既存の公園に隣接するような土地、こういったものについては、財政状況等を踏まえながら私どもの部門としては、ぜひ購入するよう要望してまいりたいと考えてございます。

しかしながら、昨今の長引く景気低迷によりまして、他の施策についてもやはり公費を投下しなければならないという状況もございまして、慎重に、取り組んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

委員： 最後のところはなかなか難しい点があると思うので、そこは今後でも検討していただきたいと思いますことだと思います。

2点目のボールに関してなのではすけれども、やはりバットはそうなのではすけれども、そうではなくて、例えばバスケットボールを使

っているだけでも結構回りから苦情が入るといようなお話はあるわけですね。

一つは、どうしてもコミュニケーションがとりにくくなっているということがあるのかなと思うので、そこをどうやったら近隣の方にご理解をいただけるような形をつくっていくのかというのが、一つはあると思うのです。

これからできるプレーパークにしても、他のところでやっているプレーパークのお話を聞きますと、やはり近隣の住民の方たちとのコミュニケーションがまずあって、そのことで皆さんに理解をもらってそこで遊んでいくといようなやり方をしているので、そういった例をやはり活用してというか、それを身に付けるような形でやっていくと、少しはいいのではないかなといふふうに思いますので、ぜひそこはよろしく願ひいたします。

それから管理なのですけれども、一体的な管理といふふうにならないと、うまくいくのかなといふところもありまして、もちろんキャンプ場に関してはそうなのでしょうけれども、連携をとるとか、どうやって一体的な管理をしていくのかといふところも出てくると思うのですが、そこは何かお考えはあるのでしょうか。

事務局： 当然同じ公園のエリア内にありますので、どうしてもただキャンプ場は宿泊施設で、やはり申し込みが必要だといふことで、所管については引き続き教育委員会といふことになります。

ただ、せっかく同じ公園の中にございますので、そこはどうやって一体で利用できるかといふことを、今後教育委員会と詰めていきたいと考えております。

委員： よろしく願ひいたします。

委員： 先ほど課長補佐が言われた件なのですが、都市計画公園ができたときに、このエリアの中だけで、ここは区画整理ですけれども、三つの公園がどうい特徴をもったらいいかといふことを考えているとのことですが、水と緑と公園課は市内全域の公園を持っていらっしゃるわけですね。そうになると、私も一般質問で申し上げたのですけれども、ここには小平第十二小学校のところの一つの公園があって、従来どおり、大けやき道公園があるのです。これをもう少し広域で考えた場合、五つの公園があるといふふうにかえたときに、どう特徴を持たせていくのか。

市民に、今日も言われたのですけれども、のっばらの公園がよいとおっしゃるのです。説明会でもそうでした。運動といふのはやはり何もない、遊具も何もないところの方が遊べると。小平第十二小学校なんかを見てみると、築山一つで遊んでいるわけです。あそこ

は何もないわけです。だけど、遊べると。

要するに、そういう遊べるような公園を、もう少し広域で特徴を持たせたという考え方には立てないのかなというふうに思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

事務局： それでは、地域的に見た公園の整備戦略についてお答えいたします。現在私どもの方も、近隣の地域に同じような公園が幾つあっても意味がないのではないかというご意見をちょうだいするものですから、ここ1～2年につきましては、これまで三種の神器と申しましょか、ブランコ・砂場・それから滑り台というものを、開発で提供公園をいただいたときに必ず入れていたのですけれども、数十年経ち老朽化してきたものについては、利用者の年齢層等も踏まえながら、緑中心の公園にしていく等の工夫を進めてございます。

ご指摘のとおり、今後の公園の整備計画につきましては、やはり同じようなものがいっぱいあってもしょうがないということで、財源というものももちろん必要でございますけれども、地域住民の方々のご意見を承りながら、どういった公園がこの地域に必要なのかという視点を持って取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

委員： 物すごく素朴な質問で申しわけないのですが、この公園の名前の決まり方はどういうふうに決まったものなののでしょうか。

それから、今度区画整理が終わった後に住民の方が引越しされてきて、その地域の方が、個人的で申しわけないのですが、小川町区画整理記念公園という名前が格好がいい名前ではないなというふうに、ちょっと思ってしまう部分もあるもので、例えば来た方が、その住民の皆様が名前を変えたいとなった場合の手续とか基準というのはどうなっているのでしょうか。

事務局： まず名前の決め方、それから由来についてだと思います。お答えします。

まず、この3公園の名前の決め方なのですけれども、土地区画整理組合が組合員に対して公園の名前を募集しまして、その中で役員会で選考して決定したということで、私どもも提供していただく公園についてはなるべく提供者の意向を尊重したいと考えております。

名前の由来なのですけれども、まず小川町区画整理記念公園については、組合の方で区画整理事業をやったということで、その記念になる名称をやはり残したいということで、同じように区画整理を行った栄町でも記念公園という名称を付けているのですけれども、一つは残したいということで、そちらの名前に決まったということ

を伺っています。

それから、せきれい公園については、事業区域内に多く見られる鳥、セキレイという鳥がいるのですけれども、そちらでセキレイにちなんで名前を付けたということをお聞きしています。

それから後、きつねっばら公園については、小平の昔話の中に出てくるみたいなのですけれども、この公園から西側の小川橋付近にきつねが出て村人をだましたとか、そういう由来がございまして、古くからこちらの地域については、きつねっばらという名称があり、そのまま公園にも付けたということをお伺っています。

それから名前の変更なのですけれども、公園については告示をもって変更できますが、なるべくこういった由来もせっかくございまして、やはりいただいた提供者の意向というか、そういったことを尊重したいと考えておりますので、ちょっと変更については、今のところは考えていないということでございます。

以上でございます。

委 員： 1点なのですが、この都市計画公園なのですけれども、小川町区画整理記念公園とせきれい公園は場所が近いですよ。三つに分けた理由というのは何かあって分けたんですか。

また、一つにするということは基本になかったのでしょうか。大きい、1カ所にまとめて。

事務局： その三つに分けた理由なのですけれども、理由になるかどうかわかりませんが、当初の土地区画整理事業の事業認可を受ける時点で、組合の方でこういうプランニングをされたということで、私どもの方は承っているものですから、三つに区分したという経緯については、私どもの方では存じ上げてはいないところでございます。

ただ、その三つについて、せっかく三つに分けていただくのであれば、これまで市民の方からいろいろいただきましたご意見ご要望などを踏まえまして、ボール遊びもできる公園、あるいはお年寄りから本当に幼少のお子さんまでが安心して遊べる公園、あるいは玉川上水の景観を生かしたような自然を慈しむことができる公園、こういった3タイプに分けさせていただくところでございます。

以上でございます。

委 員： 僕はなぜ今のような質問をしたかということ、小平団地の喜平図書館の隣に一つ公園がありまして、その棟を挟んでもう一つ公園があるのです。どうしてこういうふう近くで一つにしないのかなど。大きくしてもらった方がよかったというよう声を耳にしたので、この場合なぜ分けたかと、近所にあるのにとということで、聞いてみた

のです。

ただ、計画を組合の方でというのだけれども、計画するときには白紙の状態で組合と話し合いをして、道路をどうするかというような話からスタートするわけですね。だから、今みたいな一つにするという話はそこで出るのではないかと思うのだけれども。その辺の打ち合わせのときは、お任せということでやってしまったのか。

事務局： 申しわけございません。私どもの方で当初の打ち合わせがどういう経緯で進んだかという資料があいにく今手元にございませんで、お答えできないのですが、基本的には先ほど課長の方から申し上げましたとおり、一番身近な街区公園ということで、整備をしていくという方向性がございますので、一定の住民の方々が、一定の距離の範囲の中で身近に公園を楽しむというように配慮されたものと考えてございます。

以上でございます。

委員： ちょっと本題から逸れるかもしれないので、恐縮なのですが、最初にご説明があったように、区画整理事業区域内でやられているわけですね。今日いただいたこの図面ですと、これは区画整理に着工する前の図面ということになるかと思うのです。これですと、私は何度か見せてもらって、あそこの道路経緯がどうなっているか分かるのですが、この図面だとなかなかイメージが湧かないなという感じがして、委員さんの皆さんも現地を見学されていればいいわけですがけれども。そういった問題が一つあるのではないかと。

それから今後、やはり正式な図面として保管されるわけですね。測量もされて、きちんと図面化して保管されるというふうに思うのですが、このままというわけではないのでしょうかというのをちょっと確認でございます。

1点目は要望で結構です。

事務局： 私どもの方で今お示ししております図面につきましては、これは都市計画決定手続に必要な知事同意だとか、そういった手続の中で作成させていただいた資料でございまして、所要の手続の中での図面作成でございましたので、こういった形になっておりますが、今後につきましては、広く一般の市民の方々にお示しする際には、また区画整理事業が完了しました後に、正式に図面化されたものがあれば、それを利用するなりして、お示ししてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

委員： 三つの公園があるのですけれども、きつねっばら公園は玉川上水のそばで、緑が結構多いところだと思うのですけれども、他の二つ

の公園の植林といたしますか、木陰づくりといたしますか、緑の基本計画の公園のアンケートの中でも木陰が欲しいという答えがとても多かったと思うのです。

私も去年に見たことがあるのですけれども、せきれい公園も見ました。余り回りはジョギングができたり、散歩もできるということでしたが、憩いのある公園、誰もが使える公園となると、ちょっと木の本数が少ないのかなという感じがしたのですけれども。記念公園も含めてですけれども、植林といたしますか、樹木はどのような計画でとらえているか、お聞きしたいのです。

事務局： それでは3公園の樹木と申しましょうか、緑の部分のご質問でございます。

まず、小川町区画整理記念公園のボール遊びのできるような公園につきましては、やはり開放的な空間が必要になりますことから、基本的には樹木は少なくなっております。

しかしながら、隣接する地域センター、児童館もありますので、低木を中心に植えてまいります。例えば歩道のあたりだとか、歩道沿い。それから建物との間、こういったものについては、ツツジ系の低木を施してまいりたいと考えてございます。

また、せきれい公園の子どもからお年寄りまで安心して遊べるような公園でございますけれども、この部分につきましては、中高木、こういったものについては9本程度でしょうか、植えさせていただきます。樹種の種類でございますけれども、シデコブシ、それからロウバイ、ジンチョウゲ、それからクスノキでございます。最後のクスノキがシンボルツリーという形で高木になるということでございますので、ある程度の木陰は確保できようかなと考えてございます。

また、この他にも丸型の花壇を幾つか設置いたしまして、緑のみならず、四季折々の花々が楽しめるような配慮をしております。

きつねっばら公園につきましては、大きく三つのエリアに分かれようかと思っております。一番北側のプレーパーク部分は基本的に裸地、何も舗装等は施さないで普通の土がむき出しになっているような形でございまして、そこには市の樹木でございます、ケヤキ、これを3本ほど大きく育てていただけるような十分なスペースもございません。

また、外側、沿道側には低木を施してございます。

あと玉川上水側につきましては、やはりご存じのとおり玉川上水は非常に高木の並木でございますので、日陰がどうしても生じるのです。なので、高木というよりも比較的日陰に強いような樹種でござ

ざいまして、エゴですとか、シダレウメ、キンモクセイ、コブシなんかも少し日のかからないところには配置をいたしております。

他の公園と同様に、沿道近くの部分については低木も施しているというところがございます。

以上でございます。

会 長： 他に質問はよろしいですか。

(なしの声)

会 長： 質疑も尽くしたようでございますので、ここで議決を行いたいと存じます。

22 諮問第 2 号、小平都市計画公園の変更（小平市決定）について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長： 異議なしと決定いたします。

続いて、小平都市計画特別緑地保全地区の決定（小平市決定）の審議に移ります。

それでは、説明をお願いいたします。

事務局： それでは、まず資料の確認をさせていただきます。配布いたしました資料は、

資料 6、小平都市計画特別緑地保全地区の決定(小平市決定)(案)。

資料 7、小平都市計画特別緑地保全地区総括図。

資料 8、小平都市計画特別緑地保全地区計画図、第 1 号上水新町一丁目特別緑地保全地区。

資料 9、小平都市計画特別緑地保全地区計画図、第 2 号鈴木町一丁目特別緑地保全地区でございます。

よろしいでしょうか。

(はいの声)

事務局： それでは、小平都市計画特別緑地保全地区の決定（小平市決定）についてのご説明をいたします。資料 6 をご覧ください。

今回対象となりますのは、第 1 号上水新町一丁目特別緑地保全地区及び第 2 号鈴木町一丁目特別緑地保全地区の 2 件でございます。

特別緑地保全地区として指定する理由は、貴重な緑地を将来に渡って永続的に保全するためでございます。なお、特別緑地保全地区は都市における緑地の保全や緑化の推進のための仕組みを定めた都市緑地法に規定されている制度でございます。小平市都市計画マスタープラン及び小平市みどりの基本計画 2010 にもその活用が謳われております。

また、都市計画決定を行うことで、これらの樹木の保全に影響を及ぼす恐れのある行為の制限が発生し、土地所有者であってもむや

みに指定地内に手を加えることができなくなり、樹林が現状凍結的に保全されるものでございます。

一方、土地所有者に対しては、このような制限ばかりではなく、相続税の評価額の8割減額や譲渡所得の特別控除及び土地の買取り申出することができる等の、特例措置が講じられているところでございます。

なお、当該地につきましては、土地所有者から買取りの申出が発生した際には、指定者である小平市が買い入れることになってございます。

特別緑地保全地区の位置につきましては、資料7の小平都市計画特別緑地保全地区総括図をご覧ください。

まず、第1号上水新町一丁目特別緑地保全地区は面積が0.85haで、上水新町地域センター東の玉川上水南に位置する部分でございまして、この地区は市内でも自然環境豊かな樹林があり、玉川上水と一団となって良好な緑地帯を形成しております中でも、最大の面積を有する樹林でございしますが、西側部分の市有地化が進行している部分を指定いたします。

第2号鈴木町一丁目特別緑地保全地区は、面積が0.35haで、小平第八小学校の南に位置する樹林でございまして、都立小金井公園、小金井カントリー倶楽部と一団となって、市の東部地域の貴重な緑地帯を形成しており、こちらの一部市有地を含んでございます。

資料8及び資料9は各特別緑地保全地区の、より詳細な位置を示してございます。

都市計画法に基づく手続といたしましては、平成22年11月24日及び29日に住民説明会を行い、その後、平成22年12月8日に本計画案について東京都知事から同意書をいただき、平成23年1月19日に本計画案についての告示、及び同日から2月2日まで縦覧を行い、本日の付議となっております。

小平都市計画特別緑地保全地区の決定についての説明は、以上でございます。

会 長： 説明が終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

委 員： まず、特別緑地保全地区の買い取る場合の手続とございますか、それについてちょっとご説明いただきたいのですけれども。小平市には歴史環境保全地域の東京都の指定があるだけで、国の法律の指定は初めてなので、その手続きを伺いたいのと、あと見通しというか、こういうのは見通しはできないのかもしれないですよ。どうしても手放さなければいけなくなったときに買い取るという形にな

っているので、そのこのところがどうなのかという、見通しがあるのかないのかだけを伺っておけばいいのかなと思うのですけれども。

それから、上水新町の方なのですけれども、確かにこのところは樹林地で、脇からずっとつながっている樹林地ですので、つながりのところについても今後いろんな形を考えていかなければいけないのだろうなというふうに思っていますが、それと同時に、これはちょっと分からないのですけれども、地域センターの南側の樹林地はどうなっているのでしょうか。やはり地域センターと一体になって使っている、余り使っていませんけれども、保存をしている、その樹林地というのはとても貴重なものだと思うのですが、そこについては何かお考えがあるのかどうかを伺いたと思います。

それから、その今言った樹林地もそうですし、今は八小森と言わずに、こげらの森という名前で呼んでいるのですが、あちらの方の樹林地もそうですけれども、環境というか、自然を体験をしようとか、あるいは観察をしていこうといったグループの方たちがいろんな活動をやっているわけですけれども、地区指定になったときに、そういった活動というのはもちろん守っていこうという活動なので大丈夫だとは思いますが、制限を受けるようなことがないのかどうか、それもあわせて伺えればと思います。

事務局： それでは、4点ほどいただいたかと存じます。まず買い取りの手続きでございますが、これは土地所有者の方から市へ買い取りの申出を頂戴しましてから、市の方で買収の手続きに入らせていただくと、こういう形になると思っております。

また、2番目でございます。今後ほかの樹林地等も含めて買い取りの見通しはどうかということですが、特別緑地保全地区に指定させていただきました部分につきましては、当然のことながら買い取りの申出をいただいた場合については、すべて即刻買収の手続きをさせていただくという形になりますが、その他の保存樹林の部分につきましては、これはその時点で市としての判断、こういったものが入ってまいろうかと存じますので、すべて速やかに買ってくださいと言われても、なかなかこれは財源的に無理でございます。そういった部分については特段の見通しは立ってございません。

3番目の地域センター南側の樹林についてはどうであろうかというご質問でございますが、こちらの部分につきましては、現在NPOの方々や、後は市民のボランティアの方々によりまして保全活動等が行われてございます。

現地へ行ってみても、やはり皆さんの愛着が非常に強い樹林であ

ることは承知してございます。しかしながら、今現在ここの部分を特別緑地保全地区にかけるか否か、これについてはまだ市としても議論がまとまっていないという状態でございます。

また4番目のこげらの森、小平第八小学校の南側の今回の第2号特別緑地保全地区でございますが、こちらについてはNPOさん、あるいは市民団体の方々に保全活動のご協力をいただいております。

また小学校でも、自然環境の学習ということでもご協力をいただいていると伺っておりますので、せっかく特別緑地保全地区、恒久的に緑を残していくということでございますので、こういった方々で連携を密にしながら、また次世代を担っていただくお子さん方に、ぜひ我がまちの緑の美しさ、こういったものを体験してもらえることができるように、さまざまなことに取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

委 員： その特別緑地保全地区は、もともとは国が3分の1お金を出すのだけれども、残りの3分の2はもともとは自治体が出さなければいけなかったのが、今回東京都から3分の1が出るというようなお話で伺っているわけですが、それは今の東京都と市だとかで、緑保全だか、何か協議会をやっていて、その中でそういうような話が出てきたのではなかったかと思っておりますけれども。

それは例えば、あと今年、来年だけとか、期間的にこの辺までしかないとかいうようなことなのでしょうか。もし、今後もそういった東京都からの協力が得ることができれば、もうちょっと可能性としては広がる可能性もあるのかなと思っておりますのですが、その辺はいかがでしょうか。

事 務 局： 平成22年度に『緑確保の総合的な方針』というものを、東京都と市区町村合同で策定しまして、今ある緑をどうやって確保していくかということを議論しました。それに対して東京都も支援をしなければいけないということで、今まで特別緑地保全地区に指定して、市が買い取るときは国の3分の1の補助制度しかなかったのですが、東京都の独自の制度で3分の1を補助する制度ができました。

東京都の主管部局としては、恒久的な補助制度として創設したかったみたいですが、東京都の財務当局との話し合いの中で、5年間の時限措置で、その経過を見て今後継続するかどうかを決めるということで、伺っているのは5年間ということです。

それからあと、ちょっと話がかわってしまうのですが、今

回の上水新町一丁目の特別緑地保全地区に指定する中で、一部宅地部分を購入した部分がありまして、それは平成21年度に国のきめ細かな交付金、100%使って、最初に公社で先行取得しました。その当該年度で市が買い戻したんですが、もともとは樹林だったのですけれども、宅地として使われていたところを購入しました。400㎡ちょっとなのですけれども。

そこを、今日も商工会長さんにお越しいただいていると思うのですけれども、商工会の50周年の記念の事業ということで、苗木を寄附をいただきまして、小平第十二小学校の生徒さんが12月に苗木を植えて、今後児童の成長とともに樹木も成長するというので、そういった事業も今年度進めたところであります。商工会長さんにはその節はお世話になりました。ありがとうございました。

委員： まず上水新町一丁目の方からちょっとお聞きします。一つはここに3・4・23号線の都市計画道路があと数年でできる予定になっているわけです。そのところで緑地保全地区を指定すると。開発と自然保護、この辺はどんなふうなお考え方になるのでしょうか。

将来的に今は緑で囲ったところですが、これは右のところも5年の時限措置のお話がありましたが、将来的にはここを一体でというお考えもあるようなのですが、そういったときに都市計画道路の、いわゆる交通量の部分と、自然がどうしてもそこに影響されるということで、どのような自然保護というお考え方をこれからされていくのでしょうか。それをちょっとお聞きします。

それと、今課長からお話があったのですが、立川の方から見ると苗木のところがちょうど円形のサークルになって、そこに苗木が埋まっているなというような、我々は分かるのですが、要するに問題はこういったことを数十億円かかる事業の長い展望、30億円というお話が出ましたけれども、要するに将来的には非常に巨額のお金をここに投資していくということになります。

したがって、こういう自然保護をしていくのだという、ここに苗木を植えたのですとか、そういうことを市民にも、ここは保護していく、だから入れないんですということを地域住民だけではなくて、市民全体に影響というか、PRしていく、広報していくという、こういう考え方をしていかないと、自然保護もできないというふうに思うのです。

そうすると、中に入りたいという人が生まれてくるのだというふうにも思うので、それは微妙なのですが、でもどちらにしてもやはり予算に計上されるわけですから、どうしていくのかということ、ちょっと2点お聞きします。

事務局： まず、都市計画道路と自然との関係でございます。開発との関係でございますけれども、都市計画道路そのものは今小平では約4割施工という形になっていまして、まだまだ残っております。これは市民生活には欠かせないものですが、それに並行いたしまして、やはり自然との共生、これも忘れてはいけないということで、今、都市計画道路3・3・8号線の方で環境軸という言葉を使っておりますけれども、やはり環境の保全、これを抜きにして都市計画道路の開通は今後できないというふうに考えてございますので、この3・4・23号線につきましても環境を極力破壊しないような形での事業の内容、それを心がけていくところでございます。

また、今回の特別緑地とは若干距離が離れてございます。一般的に街路の場合には両側50mが大体影響する箇所というふうに言われておりますので、直接的な影響はないとは思いますが、いずれにいたしましても街路そのものにも緑を極力残すような形で施工はしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

事務局： それでは、2点目の市民の方々へのPRについての御質問でございますが、私どもの方としてそもそも今後は緑の保全のあり方、こういった手法が必要なのだ、こういう考え方が必要なのだということにつきましては、市報、ホームページ以外にも、例えば地域の活動であれば近隣の小学校の方々、あるいは保護者の方々、そういった方々へのご案内も含めながら、それ以外にもこういったアイデアがよいのではないのというご意見があれば、ぜひ積極的に耳を傾けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

委員： 先ほどの上水新町の緑地保全もあるのですが、これは商工会の会員の中でもそういう事業をやったということを知っている人が少ないので、今後商工会報を年に2回ほど出しているのですが、そういったところで、知っていただくということと、この前50周年の記念誌にも載っていたかと思えます。

我々も緑地の保全ということを理解していたのですが、今まで無関心過ぎたところもありました。今回そういう事業をやったことによって、私どもを含めてですが、そういう意識が出てきたかとおもいます。それから、行政と一緒にそういうことができたということに関して、非常に感謝しています。自分たちだけでやったのでは何も残らなかったのではないかと思います。

委員： この鈴木町の方なのですが、ここは住宅街ですね。特別緑地保全地区にしてしまうと、今住んでいるところに、ああいう樹

木が植わっていますよね、住宅街ですから。この辺の木の処理なんというの、もう何か手続がないと切れないとか、そういうような形になってしまうのか。

それと同時に、ここを緑地で保全するほど木は生えていないですよ、住宅街で。どうしてここを、こういう特別緑地保全地区に選んだのかの流れを、ちょっと説明していただきたい。

事務局： 第2号の鈴木町一丁目の特別緑地保全地区の指定の理由でございますが、今回の指定の理由につきましても、まず第一義的に一部が市が既に入収をさせていただいている樹林地でございますが、これまで既に公費を投下した部分をより有効に生かすためには、やはり他の部分が宅地化されてしまうと市が持っている樹林が小さくなってしまいますし、生態系等もより大きな方が確保できるということで、今回鈴木町一丁目については既に一部を市が所有してございますので、指定をさせていただくという経緯でございます。

小平市の樹林地の配置状況につきましては、西側は結構いっぱいございますが、東側というのは、どうしてもそういった樹林地が少ない状況でございます。ただ、小金井カントリー倶楽部や小金井公園があるのではないかとのご意見もあるのですが、市としては、恒久的に緑を保全していくためには東側地区にも必要であるということから、鈴木町一丁目の部分についても市が一部取得をしておりますので、指定させていただいたところでございます。

さらにもう一点付け加えさせていただきますが、この鈴木町一丁目の保存樹林につきましては、かねてより市民団体あるいはNPOの方々のご協力をもって、適切な保全が行われてきたということもございますので、今後の小平市における緑地保全のモデルケース、こういったものについてもより市民の方々にアピールできるであろうということから、指定をさせていただくということでございます。

以上でございます。

委員： 要は相当後だから、今住宅街の木の、何年かたつ木がありますよね。その辺の管理するときの伐採なんかの場合には、どういうふう

事務局： これからになりますけれども、本年度中にまず市が持っております、この第2号の西側になります、こちらについては現在皆伐を予定してございます。まずは、すべての樹木をまず切ってしまうと。伐採するというところでございますが、これをやった後に、どのくら

いの新しい芽がどのくらい生えるかデータを取りながら、今後の樹林の萌芽更新の参考にしてまいりたいと考えてございます。

また民有地につきましては、これはやはり民間の方の私有地でございますので、この部分についての取り扱いについては今、ちょうど来週くらいになりましょうか。この市民団体、あとはNPOさん、こういった方々と今度どのように取り扱っていくかという打ち合わせをする予定でございます。

その打ち合わせの結果を踏まえながら、今後の樹木の管理のあり方については検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

会 長： よろしいですか。他にございませんか。

(なしの声)

会 長： それでは、質疑も尽くしたようでございますので、ここで議決を行いたいと存じます。

22 諮問第3号、小平都市計画特別緑地保全地区の決定について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長： ご異議なしと認め、決定といたします。

これをもちまして、本日本日予定しておりました諮問案件は、終了となります。

ご苦労さまでした。ありがとうございました。

(閉会)